第４章　施策の方向性と具体的な取り組み

基本方針１　地域で互いに支えあうまちづくり

施策の方向性①　ふれあい、支えあいの意識づくり

［自助：一人ひとりができること］
［互助：地域のみんなでできること］

〇悩みや困りごとは、一人で抱え込まずに誰かに相談することが大切です。
〇日頃から、住民同士が気軽に話し合い、手助けし、支えあいましょう。
〇様々な年代、様々な環境の人がふれあい、お互いを理解し、つながりを持つことが重要です。

［公助：行政が支援できること］
～具体的な取り組み～

〇地域活動の場を提供するとともに、各種講座等の開催、地域活動の支援を行います。

取り組み	内　容	関連課等
１．民生委員・児童委員による地域の見守り活動	市民に一番身近な相談相手となる民生委員・児童委員が地域住民の見守り活動を行い、市民からの相談があれば、適切な相談窓口につなぐ。	ふくし総合支援課
２．多機関連携による見守りの充実	高齢者、障がい者、児童などの所管部署間の連携とともに、地域の相談、支援機関等と連携を図りながら、その対象者の虐待防止、早期発見、早期支援を進める。	ふくし総合支援課 長寿いきがい課 障がい福祉課 子ども支援課 指導課
３．ふれあい、見守り拠点の整備	高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、高齢者等が自由に通える場所として拠点を整備するとともに、地域住民による、孤立や引きこもり、孤独死等を防ぐための見守り活動を支援する。	長寿いきがい課
４．聴覚障がい理解促進セミナー	市民ニーズに対応した福祉講座として「聴覚障がい理解促進セミナー」を開催し、障がい者福祉に対する市民理解の推進を図る。	障がい福祉課

取り組み	内　容	関連課等
5．交流・ふれあいの場の提供	市民の自主的な活動による、異世代間の相互交流、コミュニティづくりと心豊かな地域社会の実現に向け、「世代交流館ふれあいパーク」「希望の郷交流センター」の活動を支援する。	市民活動支援課
6．統合保育の充実	公立保育所６か所で、障がいのある子どもと、ない子どもが、共に育つことが出来るようにするために、統合保育を実施する。	すこやか課
7．心のバリアフリーに関する学校教育・家庭教育・啓発活動等の支援・充実	態度や行動に移せる人権感覚を磨き、互いを認め合う社会づくりをさらに推進するため、各種研修会・セミナーや体験活動を取り入れた学習会、及び啓発活動を行うとともに、保護者・地域・学校・関係機関との連携を計画的に行う。	指導課 生涯学習課 人権・男女共同参画課
8．北公民館主催事業の開催（教養講座・高齢者教育事業など）	各種講座を通して、地域の新たな仲間づくりと生きがいづくりの場を提供する。	生涯学習課
9．福祉教育推進事業の実施	児童・生徒の人を思いやる気持ちを育み、ふくしのまちづくりを推進することを目的に、社会福祉施設やボランティア・市民活動団体と協力して、小・中学校における福祉教育、ボランティア体験学習を支援する。	社会福祉協議会 指導課
10．多世代交流事業の推進（地域福祉）	高齢者の自主的な活動を通して、就業機会の拡大による福祉の向上を図る。	シルバー人材センター

施策の方向性②　生活困窮や社会的孤立者対策の充実

［自助：一人ひとりができること］
［互助：地域のみんなでできること］

〇地域で孤立している人や家庭がないか、手助けできることがないか、地域で見守り、支えることが重要です。
〇社会から孤立し、情報や支援が届きにくいところに、地域のきめ細かい手助けが重要です。
〇社会とのつながりをめざす人に対し、温かい気持ちで寄り添い、地域で応援する意識の醸成が大切です。

［公助：行政が支援できること］
～具体的な取り組み～

〇生活困窮や社会的孤立にある人に対し、制度の狭間に落ちることのないよう、関係機関と連携した取り組みを進めます。

取り組み	内　容	関連課等
1．生活困窮者自立支援事業	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対して、自立相談支援事業と家計改善支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行う。また、他の福祉施策との連携を含め、総合相談の支援の推進を図る。	ふくし総合支援課
2．子どもの学習支援事業	生活保護・生活困窮者世帯の中学生や高校生に対して、学び直しの機会を提供する学習の支援を行う。学習意欲の向上を促しながら自ら学ぶ力を養い、基礎的な学力の向上を図ることを通じて、高校進学と高校卒業を目標とするとともに、日常生活の習慣を身につけ社会性を育むことを支援する。	ふくし総合支援課
3．社会的孤立者への社会参加支援	様々な理由から社会的に孤立している人やひきこもり状態となっている人について、地域資源を活用した参加への支援を図る。	ふくし総合支援課 障がい福祉課 長寿いきがい課
4．社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会をつくるため、社会を明るくする運動を通じて、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深める。	ふくし総合支援課 指導課

取り組み	内　容	関連課等
5．保護司・更生保護女性会の更生保護団体への支援	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司や、犯罪・非行の未然防止のための啓発等を行う更生保護女性会、更生保護ボランティアの活動の支援を行う。	ふくし総合支援課
6．生活保護の相談支援事業	生活に困窮しているかた等からの相談を実施する。生活困窮の状況を伺い必要な支援を検討し、急迫性の有無、活用できる社会資源の確認等や生活保護制度の十分な説明をして本人の意思確認を行う。専門相談員を配属し、必要に応じ関係機関等との調整や協力を図りながら支援を行う。	生活ふくし課
7．生活保護業務の適正実施	ケガや病気で働けなくなった場合、または年金や給与等の収入が世帯ごとに決められた最低生活費を下回る場合で、資産や能力、様々な制度の活用をしても生活維持が困難な場合に、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度により、自立した生活が送れるよう支援を行う。	生活ふくし課
8．ヤングケアラーへの支援	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に担っている子どもについて、個別の実態把握に努めるとともに、多機関が連携・協力して、包括的な支援を行う。	指導課 子ども支援課 長寿いきがい課 介護保険課 ふくし総合支援課 障がい福祉課

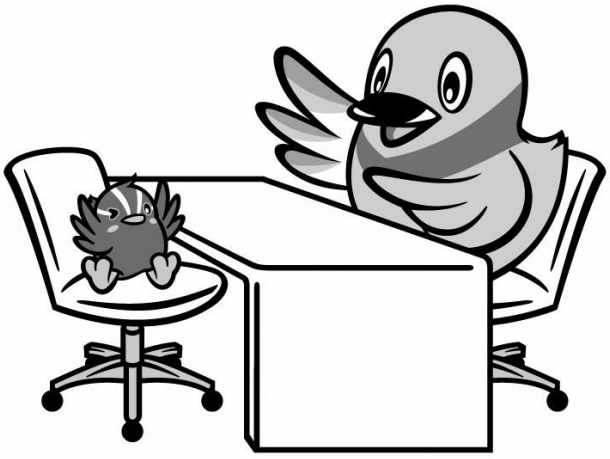

基本方針２　地域福祉活動を支える住民参加のまちづくり

施策の方向性①　地域活動への参加促進と活性化

［自助：一人ひとりができること］
［互助：地域のみんなでできること］

〇地域福祉活動の担い手となる、住民の参加・参画を進めましょう。
〇それぞれができること、興味・関心のある地域課題について、住民が取り組めるような体制づくりが必要です。
〇既存の形態にこだわらず、参加しやすい地域活動を広げていくことが求められています。

［公助：行政が支援できること］
～具体的な取り組み～

〇地域活動に関する情報提供の充実や活動の支援を進めます。

取り組み	内　容	関連課等
１．「誰一人取り残さない」地域づくりに向けた支援の充実	市内には、高齢者、障がい者、児童などの福祉分野を中心とした交流や活動の場が多数設置されており、これらを活用して、世代や属性にこだわらない「人と居場所」をつなぐことで、地域における支え合いの活動を活性化する。	長寿いきがい課 障がい福祉課 子ども支援課 ふくし総合支援課
２．三郷市協働によるまちの魅力アップ事業	地域課題を解決するため市民等と市がお互いの得意分野を活かして対等な関係で協力し合うことで、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とし、三郷の魅力づくりに結びつく活動を行う、もしくは活動を計画している団体を対象に経費の一部補助を行う。	市民活動支援課
３．地域の健康づくり推進事業	市内地域住民を対象に、健康づくりを推進する町会・管理組合・自治会等に健康づくり事業を委託し、住民の健康の維持増進を図ることを目的として、生活習慣病予防事業及び介護予防事業を実施する。	健康推進課

取り組み	内　容	関連課等
4．みさと学びの玉手箱事業	市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動に参加できるきっかけづくりや団体活動の活性化を図るため実施する。	生涯学習課
5．みさと雑学大学	市民が今まで培ってきた知識・技術・経験を活かし、「学びそして新たな発見」「知識・技術・経験を教え伝える愉しさ。取得する喜び」を得ることにより、市民として地域社会に参画する意欲や実践力を培う。	生涯学習課
6．伝統的文化活動の支援	地域に伝わる民俗文化財等を中心に保存と後継者の育成を支援する。	生涯学習課
7．ふくし出前講座の開催	地域の福祉課題に関する理解を深めていただく出前講座を実施し、地域での学習機会の支援を行う。	社会福祉協議会
8．三郷市くらしの会の活動支援	消費生活の改善を目指し、地域社会に貢献することを目的として、環境問題を考えるエコライフ推進委員会、食の安全と食育を進める食生活推進委員会等を結成して活動している。会員数は61名で、４支部で構成されている。	生活安全課広聴室

施策の方向性②　ボランティアや担い手の育成

［自助：一人ひとりができること］
［互助：地域のみんなでできること］

〇情報提供によりボランティアに対する関心を高め、活動を支援していくことが重要です。
〇ボランティアや地域福祉活動の担い手を広げていくことが必要です。
〇活動に参加しやすいきっかけづくりを進めていきます。

［公助：行政が支援できること］
～具体的な取り組み～

〇ボランティア団体や関係機関等と連携し、地域福祉活動に参加する人材の発掘、育成、支援を進めます。

取り組み	内　容	関連課等
1．住民主体の助け合い活動等の推進	生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供するための研修や活動支援、体制づくりを行い、助ける人・助けられる人の垣根を超えた住民同士の助け合い活動を推進する。	長寿いきがい課
2．認知症サポーター等養成事業	認知症のかたやその家族が、地域で安心して生活するため、認知症を理解するための認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症・若年性認知症・高次脳機能障害のかたが差別されない社会の実現を目指す。	長寿いきがい課
3．母子愛育会の活動支援	赤ちゃんから高齢者までを対象に、健康づくりのための活動を進めているボランティア組織であり、地区担当保健師と連携し活動を支援する。	健康推進課
4．食生活改善推進員協議会の活動支援	ヘルスメイトの愛称で、料理講習会や各種イベント等の食育推進・啓発活動をとおして、市民の健康づくりを行っているボランティア団体であり、担当課と連携し、活動を支援する。	健康推進課

取り組み	内　容	関連課等
5．健康づくりをすすめる会 in みさとの活動支援	健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」を推進するため、個人・地域・団体・行政等をつなぎ、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めることを目的としたボランティア団体であり、担当課と連携し、活動を支援するとともに計画を推進する。	健康推進課
6．子育てボランティアの受け入れ	ボランティア体験プログラム事業（社会福祉協議会）等を通じて、ボランティアを受け入れ、子育てボランティアの育成を図る。	子ども支援課 すこやか課
7．子育て応援団体の育成	地域子育て支援体制の確立のため、子育て団体やサークル団体との連携を図り、協働による子育て支援を行う。	子ども支援課
8．少年消防クラブの育成	小学５年生から高校生までを対象に、将来の地域防災を担う人材の育成を図る。	消防総務課
9．ボランティア活動の推進・支援	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の相談、支援、情報提供、学習支援、活動拠点の確保及び活動資材の整備を図り、地域のボランティア活動の推進と支援を図る。	社会福祉協議会

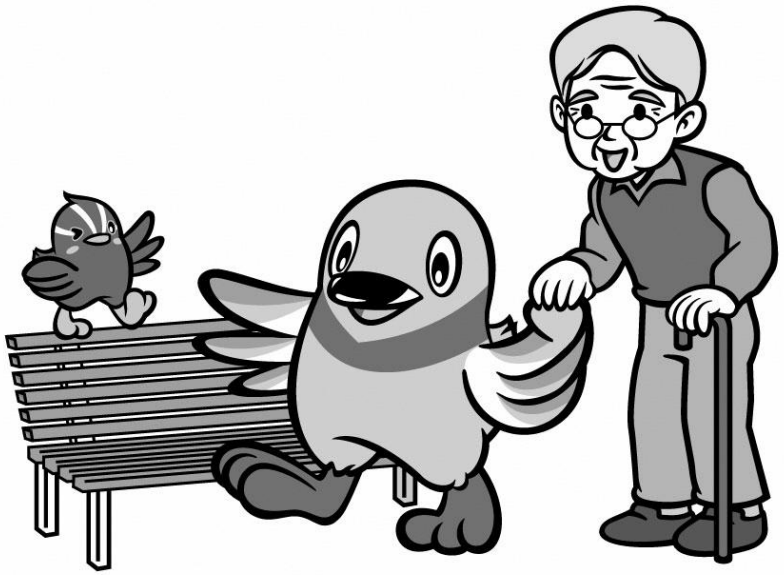

基本方針３　必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり

施策の方向性①　情報提供と相談支援体制の充実

［自助：一人ひとりができること］
［互助：地域のみんなでできること］

〇地域の住民同士で、日頃からコミュニケーションをとり、情報のやりとりをしましょう。
〇支援が必要な場合は、相談窓口や専門機関につなぎ、孤立することなく必要なサービスが利用できるようにすることが重要です。
〇複雑化・多様化する福祉的課題についても対応できる相談窓口を知り、活用していくことが大切です。

［公助：行政が支援できること］
～具体的な取り組み～

〇情報提供や各相談事業を充実するとともに、あらゆる相談に対応し、課題解決のための支援を行う総合相談体制を充実します。

取り組み	内　容	関連課等
1．ふくし総合相談窓口事業	高齢者・障がい者・生活困窮・ひきこもり問題等、福祉分野を中心としたありとあらゆる相談に対応する。明確に相談したい内容が決まっていない相談を最初に受け止め、解決に向けて寄り添い、同行支援を行うとともに、関係機関等の情報提供を行う。	ふくし総合支援課
2．高齢者・介護サービスの情報提供	サービス利用者に対し、サービスガイドマップの発行及び配布、介護サービス空き情報の提供等、必要に応じて実施する。	長寿いきがい課 介護保険課
3．地域包括支援センターの総合相談事業	高齢者等の相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、相談や訪問等を実施する。	長寿いきがい課
4．認知症カフェの運営	認知症のかたやその介護者の家族が安心して思いや悩みを打ち明けられる場所の提供を、地域の住民の参加によって行う。	長寿いきがい課

取り組み	内　容	関連課等
5．障がい者の就労支援	電話・来所・訪問等により、就労相談、就労能力等に関するアセスメントや就労準備、職場見学や職場実習の調整、求職支援、就職後の職場定着や職場生活の中で生じる課題に対するフォローアップ、加齢に伴い職業能力が低下したかたに対する就労継続支援事業への段階的な移行等について、関係機関と連携を図りながら相談・支援を行う。	障がい福祉課
6．子育て情報の発信や子育て支援施設等の充実	ホームページやＳＮＳ、「にこにこ」子育て応援ガイドで子育て情報の提供を行う。また、子育て支援施設（児童館、子育て支援センター、つどいの広場）等、幼児親子や児童が安全に遊べる場所や相談の場を提供する。	子ども支援課
7．子育て支援ステーション事業	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、切れ目のない支援を行う拠点として、妊産婦や乳幼児を支えるとともに、子育てのサポートをする。	子ども支援課
8．児童福祉に関する相談体制の充実	児童福祉に関する相談に対し、子ども家庭総合支援拠点を中心に関係機関と連携し、相談者に対応・支援する。児童虐待に対して、関係各課との連携・情報共有を図り、保育の提供を行う。また、11月には児童虐待防止推進月間によるオレンジリボン運動の一環として、展示や横断幕等による啓発を行う。	子ども支援課 すこやか課
9．市民に身近な保健福祉情報のネットワークづくり	保育所送迎時や個人面談等の保護者と接する機会を利用し、保育所での生活を伝えながら、日々の子育ての困りごとや相談を受ける。保育所入所手続の問診の際に保育所を訪れた時や、保育所園庭開放等を通じて、来所する保護者の相談にも対応する。	すこやか課
10．公立保育所園庭開放事業	公立保育所６か所の保育所開所時間内に、地域の就学前の親子に園庭や保育室等を開放する。子どもは保育園児と一緒に遊び、親は子育ての悩み等を保育士に相談することが出来る。	すこやか課
11．親の学習（就学前のお子様をお持ちの保護者対象）	子育て中の悩みや不安を抱えている保護者に向け、保護者同士の情報交換・共有の場を提供する。話し合うことで、それぞれの家庭に合った子育ての方法を見つけ、家庭教育の充実を図る。	青少年課 生涯学習課

取り組み	内　容	関連課等
12. 児童生徒・保護者に対する相談体制の充実	いじめ、不登校対策事業や保護者の相談等を行う。	指導課
13. 社会福祉協議会総合相談事業の実施	地域の身近な相談窓口として市民からの様々な相談を受け、相談者に寄り添いながら内容の整理を行い、関係機関と連携し、適切な相談窓口を紹介する等、改善・解決に向けた支援を行う。	社会福祉協議会

施策の方向性②　サービス提供体制の充実

［自助：一人ひとりができること］
［互助：地域のみんなでできること］

〇必要なサービスが利用できる環境づくりが重要です。
〇福祉サービス事業者は、利用者や地域からの信頼を得ながら、適切な福祉サービスを提供することが求められています。

［公助：行政が支援できること］
～具体的な取り組み～

〇必要なサービスが利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めるとともに、地域包括ケアシステムの推進に向けて、関係機関の連携を進めます。

取り組み	内　容	関連課等
1．地域包括ケアシステムの推進	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりを推進する。	長寿いきがい課 介護保険課 健康推進課
2．在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、医療・介護資源把握及び課題抽出と対応策検討を行い、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築推進、関係者の情報共有支援、相談支援・研修会の開催や、地域住民への普及啓発、関係市区町村連携を行う。	長寿いきがい課 介護保険課 健康推進課 障がい福祉課 国保年金課
3．地域ケア会議の充実	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点とし、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築等を行うことで、個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実によって解決していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図る。	長寿いきがい課

取り組み	内　容	関連課等
４．育児の相互援助活動の充実	ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたいかたを会員として組織し、相互援助活動を行う。	子ども支援課
５．子ども・子育て支援新制度管理事業	平成27年４月から始まった子ども・子育て支援新制度に係る総合調整を進めるとともに、「みさとこどもにこにこプラン」の進捗管理を行い、子育てしやすいまちの具現化を図る。	子ども政策室

基本方針４　地域で安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性①　災害時対策の促進

［自助：一人ひとりができること］
［互助：地域のみんなでできること］

〇自分の身の安全を自分で守れるように、日頃から災害に備えましょう。
〇地域の防災訓練には積極的に参加し、防災情報の入手とともに、地域でお互いに助けあえる「顔の見える関係」を築いておくことが大切です。
〇ひとりで避難することが難しい場合には、地域の手助けを得ながら避難できよう備えておくことが重要です。

［公助：行政が支援できること］
～具体的な取り組み～

〇災害時には関係各課、関係機関での情報共有に努めるとともに、連携を図りながら、支援を行います。

取り組み	内　容	関連課等
1．避難行動要支援者の支援	ひとり暮らしの高齢者や障がいのあるかた等、災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域における支援を必要とする「避難行動要支援者」について把握し、適切な避難支援及び平常時の見守り活動等を行うため、名簿を整備して町会等へ提供するとともに、個別計画の作成を推進する。	ふくし総合支援課 介護保険課 障がい福祉課 危機管理防災課
2．ハイゼックスを利用した炊き出し方法の普及・啓発活動	三郷市赤十字奉仕団が、災害時を想定してハイゼックスを利用した非常食の炊き出し訓練を行い、市内イベント等で炊き出し方法について普及・啓発活動を行う。	ふくし総合支援課

取り組み	内　容	関連課等
３．避難所運営委員会の設置の推進	災害が発生した際に、避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所運営委員会の設置を推進し、活動強化のための支援を行う。地域の自主防災組織、学校関係者、市職員及びその他の協力者等が協働し、男女の違いや高齢者・障がい者等、それぞれの特性やニーズ及び地域の実情に応じた避難所ごとのマニュアルの整備を推進する。	危機管理防災課
４．自主防災訓練指導	災害に備えた訓練を推進するため、自主防災組織に対し、避難方法や初期消火方法、応急手当等の防災訓練の指導を行う。	消防総務課
５．避難行動要支援者宅の防火訪問	女性消防団員が４名１組となり、避難行動要支援者名簿に記載されているかたの自宅を訪問し、防火指導及び要支援者の現状を確認する。	消防総務課
６．防火広報及びパトロール	地域の防火安全対策推進のため、消防団車両での防火広報、防火パトロールを実施する。	消防総務課
７．災害ボランティアセンターの取り組み	災害ボランティアセンター設置訓練や体制整備、研修会の開催等を通じて災害発生に備える。	社会福祉協議会

施策の方向性②　バリアフリーのまちづくり

［自助：一人ひとりができること］
［互助：地域のみんなでできること］

〇だれもが生活しやすく、移動しやすいまちづくりをめざして、日常生活環境におけるバリアフリー化を一層進める必要があります。
〇道路や施設だけでなく、だれもが必要な情報を適切な手段で得られるよう、情報バリアフリー化の推進も重要です。

［公助：行政が支援できること］
～具体的な取り組み～

〇道路や施設のバリアフリー化とともに、だれもが利用しやすい情報バリアフリー化も進めます。

取り組み	内　容	関連課等
1．バリアフリーの地域づくりの推進	店舗等について、だれもが利用しやすいようにバリアフリー化を奨励し、地域住民へ周知していくことを推進する。	ふくし総合支援課 商工観光課
2．情報のバリアフリー化の推進	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※1などを踏まえ、障がい者や高齢者等に対する情報のバリアフリーの推進に努める。 日常生活用具給付事業として、障がい者に対し、情報・意思疎通支援用具を給付する。また、磁気ループの設置、要約筆記者・手話通訳者等の派遣・養成を図る。	障がい福祉課 長寿いきがい課
3．広報・ホームページの充実	広報紙では、ユニバーサルデザインフォントの導入、「手話・要約筆記、磁気ループあります」のマークや「声の広報」等により、だれもが読みやすく必要な情報を得られるように提供する。ホームページでは文字や画像を拡大したり、読上げをする機能ソフトを導入し、高齢者や視覚に障がいのあるかたも含め、だれもが情報等を得られるようにアクセシビリティを向上させる。	広報課

取り組み	内　容	関連課等
4．建築物のバリアフリー化の整備促進	バリアフリー法※2に基づき、公共施設及びだれもが日常利用する施設について、バリアフリー化を整備するように促進する。	市有財産管理課
5．道路のバリアフリー化の整備促進	バリアフリー法※2に基づき、高齢者や障がいのあるかた等が移動しやすい環境をつくるため、点字ブロック敷設、歩道の拡幅、段差解消を促進する。	道路河川課
6．公共交通機関のバリアフリー化の整備促進	バリアフリー法※2に基づき、高齢者や障がいのあるかた等が移動しやすい環境をつくるため、バリアフリー化設備（転落防止設備や誘導用ブロック、ノンステップバスの導入等）の整備を行う鉄道事業者及びバス事業者に対して補助金を交付することにより、利便性及び快適性の向上を図り、だれもが利用しやすく安心して移動できる公共交通機関の充実に努める。	都市デザイン課
7．埼玉県福祉のまちづくり条例	一定規模以上の生活関連施設（高齢者、障がい者をはじめ不特定多数の利用する建築物）を建築する場合、工事着手の30日前までに市を経由して知事へ届出を行う。だれでも利用しやすい施設の整備促進のため、整備項目を設けて遵守する必要がある。	開発指導課
8．土地区画整理支援事業	土地区画整理事業の施行者に対し、公共施設の整備に際しては、バリアフリー化に配慮するよう指導する。	まちづくり事業課
9．読書のバリアフリー化の推進	高齢者や障がいのあるかた等が、音声読み上げや文字拡大機能等を利用し、読書がより便利に楽しめるよう公共図書館の読書環境を整備する。また、だれもがいつでもどこからでも読書ができる電子図書館サービスを提供する。	日本一の読書のまち推進課 （公共図書館）

※1　障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法：障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策の推進に係る法律をいいます

※2　バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をいいます

三郷市成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

1 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）が平成28年４月15日に公布され、同年５月13日に施行されました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成29年３月24日に第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和３年度）が閣議決定、令和４年３月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年度～令和８年度）が閣議決定されました。

本市では、こうした国の動向に対応して、成年後見制度の利用促進等に計画的に取り組むため、この計画を策定することとしました。この計画を利用促進法第14条第１項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

～ 成年後見制度 ～

〇成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分ではないかたを保護し、支えるための制度です。
〇成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。
〇法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて３つの類型があります。
　後見：判断能力が欠けているのが通常の状態のかた
　保佐：判断能力が著しく不十分なかた
　補助：判断能力が不十分なかた
成年後見人等は、本人の親族のほか、法律や福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などがなります。また、専門的な研修を受けた地域の人（市民後見人）や後見をしてくれる団体（法人）などがなる場合もあります。
〇任意後見制度は、本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となるかたや将来そのかたに委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分となった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』

○地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、すべての人が障がい等の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。

○地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度の利用促進の取り組みを進めます。

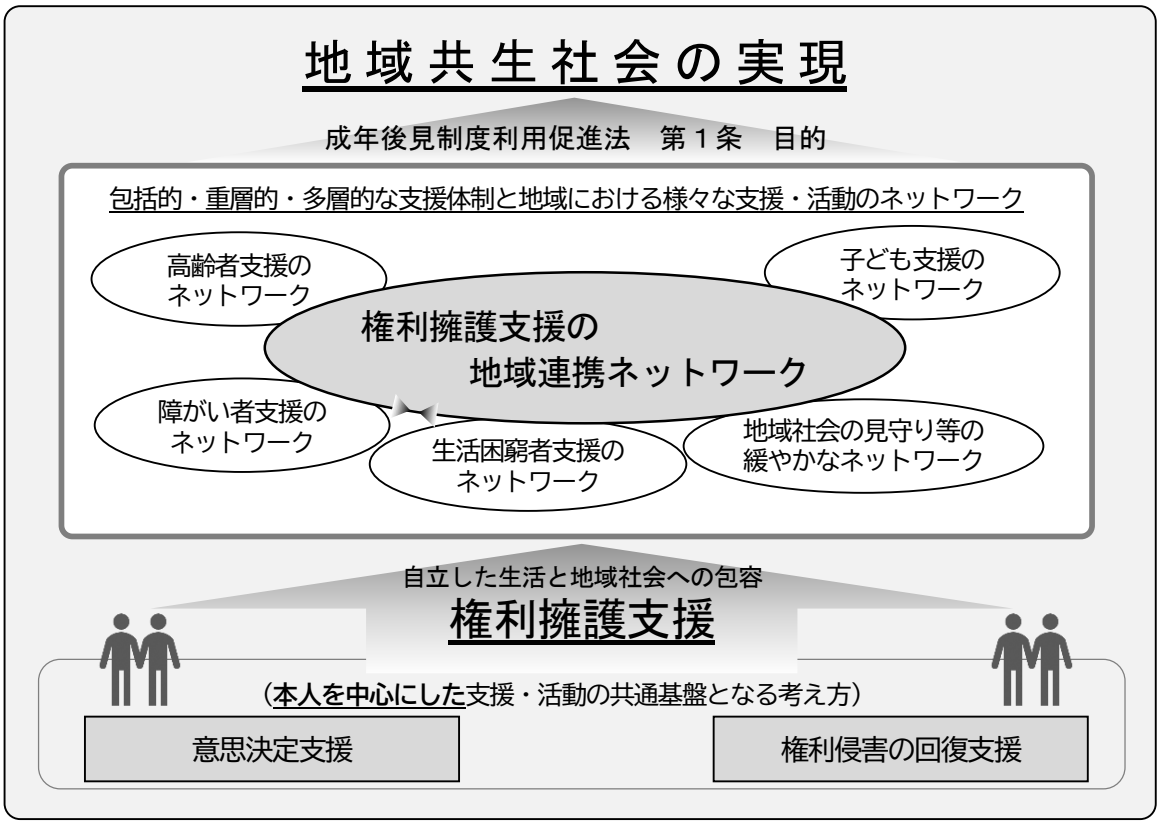

２　三郷市の状況

（１）市民アンケート

■ 成年後見制度の周知状況と利用意向

問　成年後見制度について知っていますか。
［１つに○］

回答者総数＝401人

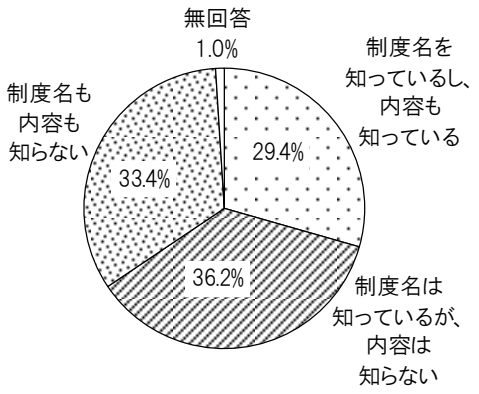

問　あなたやあなたの親族が認知症などにより、物事を判断する能力が十分でなくなった時に、成年後見制度を利用したいと思いますか。［１つに○］

回答者総数＝401人

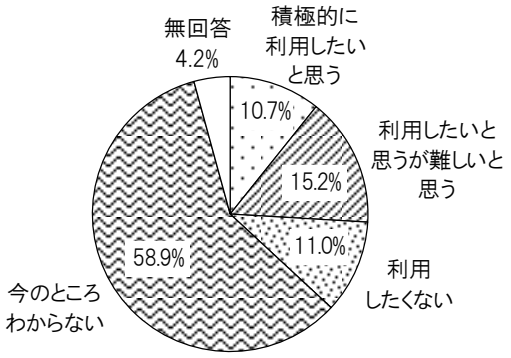

問　成年後見制度を利用するにあたり、不安や心配なことは何ですか。利用したくない、今のところわからないと思う理由は何ですか。［あてはまるものすべてに○（複数回答）］	利用したくない等の理由（利用したくない、今のところわからない）回答者総数＝280人		利用にあたって不安に思うこと（積極的に利用したいと思う、利用したいと思うが難しいと思う）回答者総数＝104人	
	（人）	（%）	（人）	（%）
制度についてよくわからない	105	37.5	35	33.7
後見人等に身上の保護（住居、医療、介護等に関する法律手続き）や金銭管理を委ねることが不安	87	31.1	42	40.4
親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がない	63	22.5	8	7.7
申立費用や報酬等の負担がある	62	22.1	45	43.3
相談窓口がわからない	58	20.7	38	36.5
他人に財産状況や生活状況を知られたくない	56	20.0	30	28.8
利用を始めるタイミングがわからない	35	12.5	20	19.2
理由は特にないが、制度を利用するつもりはない	30	10.7	4	3.8
支援者が制度について理解していない	29	10.4	16	15.4
後見人等を任せたいという人がいない	28	10.0	14	13.5
利用開始手続きが複雑である	26	9.3	22	21.2
制度そのものに反対である	3	1.1	1	1.0
特にない	21	7.5	7	6.7
その他	6	2.1	2	1.9

資料：三郷市地域福祉についてのアンケート

（２）成年後見制度の状況

■ 権利擁護センターの成年後見に関わる相談件数

区分	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）
相談件数（件）	90	158	199	103	203

■ 成年後見制度利用状況

	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）
申立件数（件）※	19（0）	24（0）	31（1）	21（1）	29（0）
うち市長申立て件数	7	5	9	2	2
利用者数（人）※	132（3）	132（2）	141（3）	140（4）	141（3）

※さいたま家庭裁判所提供資料による。うち括弧内は任意後見件数。（各年度12月31日時点）

■ 成年後見制度報酬助成件数

区分	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）
助成件数（件）	16	13	15	26	16

■ 市民後見人養成研修　修了者数

区分	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和2年度）	2021年度（令和3年度）
修了者数（人）	15	9		10	7

■ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）契約者数

区分	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和2年度）	2021年度（令和3年度）
契約者数（人）	30	30	28	23	25

資料：社会福祉協議会

３　現状と課題

（１）成年後見制度の周知状況と利用意向（アンケート結果の概要）

○成年後見制度について、「制度名を知っているし、内容も知っている」は29.4%、「制度名は知っているが、内容は知らない」は36.2%となっています。一方、「制度名も内容も知らない」は33.4%となっており、制度名を知っているという人は6割以上いるものの、内容を知らないという人は約7割を占めています。

○成年後見制度の利用については、「積極的に利用したいと思う」が10.7%、「利用したいと思うが難しいと思う」が15.2%となっています。利用するにあたり、不安なことや心配なことは「申立費用や報酬等の負担がある」が43.3%で最も多く、次に「後見人等に身上の保護や金銭管理を委ねることが不安」が40.4%、「相談窓口がわからない」が36.5%となっています。一方、「利用したくない」とした人は11.0%、「今のところわからない」は58.9%となっています。利用したくない等の理由については、「制度についてよくわからない」が37.5%で最も多く、次に「後見人等に身上の保護や金銭管理を委ねることが不安」が31.1%、「親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がない」が22.5%となっています。

○アンケート調査の結果から、本人や親族が必要に応じて不安なく制度を活用できるよう、制度の一層の周知や制度の利用前から利用後まで本人の様々な状況に応じた支援体制の充実が必要です。

（２）市のこれまでの取組と課題

○認知症や障がいがあることで財産管理や日常生活等に支障がある人たちを社会で支え合い、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できる仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

○これまで本市においては、平成26年に権利擁護センターを設置し、平成29年度からは市民後見人養成研修の開催、令和３年に中核機関（地域連携ネットワークの中核となる機関）を設置するなど、様々な取組を行っています。

○高齢化の進展に伴い、成年後見制度の利用を必要とする人も増加することから、今後も、市民後見人等の担い手の育成や支援者として活躍できるようにするための支援が必要です。

○身寄りのない独居高齢者や親族との交流がない人、虐待等により、早期に成年後見制度の利用が求められることも多いことから、成年後見開始の市長申立ての事務を迅速に処理できる体制の整備が必要です。

○成年後見制度を必要とする人が適切な支援を受けやすいよう、相談窓口を拡充するとともに、認知症施策や障がい者施策と連携を図りつつ、必要な人を支援につなげるための仕組みを構築することが重要となっています。

○地域で暮らすすべての人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみづくりの推進が必要です。

４　主な取り組み

（１）成年後見制度等の周知・任意後見制度の利用促進　　【KPI※1・拡充】

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）などについて、SNSの活用を検討しながら、市民及び専門職に向けて周知を進めます。

【市民向け】
〇リーフレットの活用
〇各種講座開催

【専門職向け】
〇勉強会やネットワーク構築のための会議開催
〇中核機関の説明実施
〇支援者向け手引きの発行
〇広報紙発行

区分	計画値				
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
市民向け講座開催数（回）	10	10	12	12	12
勉強会やネットワーク構築のための会議開催数（回）	3	3	3	3	3

※1　第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI（市町村に係るもの）

（２）成年後見制度等に関する相談　　【新規･拡充】

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）の利用等に関する多様な相談活動をSNSの活用も含め進めます。

〇成年後見制度相談会開催
〇権利擁護センターでの相談
〇後見法律相談【新規】

区分	計画値				
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
成年後見制度相談会相談件数（件）	12	15	18	21	24
権利擁護センター相談件数（件）	230	240	250	260	270

（３）中核機関の整備・運営支援　【KPI・新規・拡充】

中核機関は、令和3年10月に三郷市社会福祉協議会に委託する形で設置しました。地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であることから、適切な運営とともに、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体の連携体制を強化するための協議会を設置し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進します。

〇各専門職団体との連携
〇協議会設置及び開催【新規】

区分	計画値				
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
協議会開催数（回）	2	2	3	3	3

（４）担い手の確保・育成　【新規・拡充】

市民後見人養成研修の実施や法人後見の立ち上げ等、担い手の育成及び活躍支援を推進します。

〇市民後見人養成研修（基礎編・実践編）開催（2年に1度）
〇市民後見人養成研修フォローアップ事業の実施
〇市民後見人の登録※2
〇法人後見の立ち上げ推進【新規】

区分	計画値				
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
市民後見人養成研修（基礎編・実践編）修了者数（人）	―	10	―	10	―
市民後見人養成研修フォローアップ事業開催数（回）	10	10	10	10	10
市民後見人登録者数（人）	3	3	3	3	3

※2　養成研修修了後、フォローアップ事業に参加し、市民後見人としての活動を希望した者

（５）成年後見制度利用支援事業の推進　【KPI・拡充】

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行う親族がいないかたに対し、成年後見開始の市長申立てを行うほか、後見人等の報酬の支払いを助成することにより、制度利用の支援をします。

〇市長申立ての仕組みづくり
〇報酬助成のあり方の検討

区分	計画値				
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
市長申立て件数（件）	5	6	7	8	9
報酬助成件数（件）	18	20	22	24	26

（６）地域の見守り活動との連携　【拡充】

権利擁護支援を必要としつつも自ら助けを求めることが難しい人について、地域の見守りや気づきから、適切な支援につなげるために、権利擁護支援に関する相談窓口を明確にし、権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図るなど、地域の関係者との連携を進めます。

〇民生委員・児童委員活動との連携
〇地域包括支援センターとの連携
〇障がい福祉相談支援センターとの連携
〇重層的な支援体制の検討

（７）権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備　【KPI・新規・拡充】

福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の権利擁護支援を担う様々な関係者がそれぞれの役割を発揮しながら連携・協力する関係を推進し、成年後見制度の利用前から申立ての準備、後見人等の選任後まで、３つの場面に応じた多様な主体の連携による「支援」機能や家庭裁判所による「運用・監督」機能を適切に果たすことができるよう地域連携ネットワークの整備を進めます。

〇後見人のつどい開催
〇権利擁護支援チームの整備【新規】
〇親族後見人の支援体制構築【新規】

区分	計画値				
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
後見人のつどい開催数（回）	2	2	3	3	3

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図

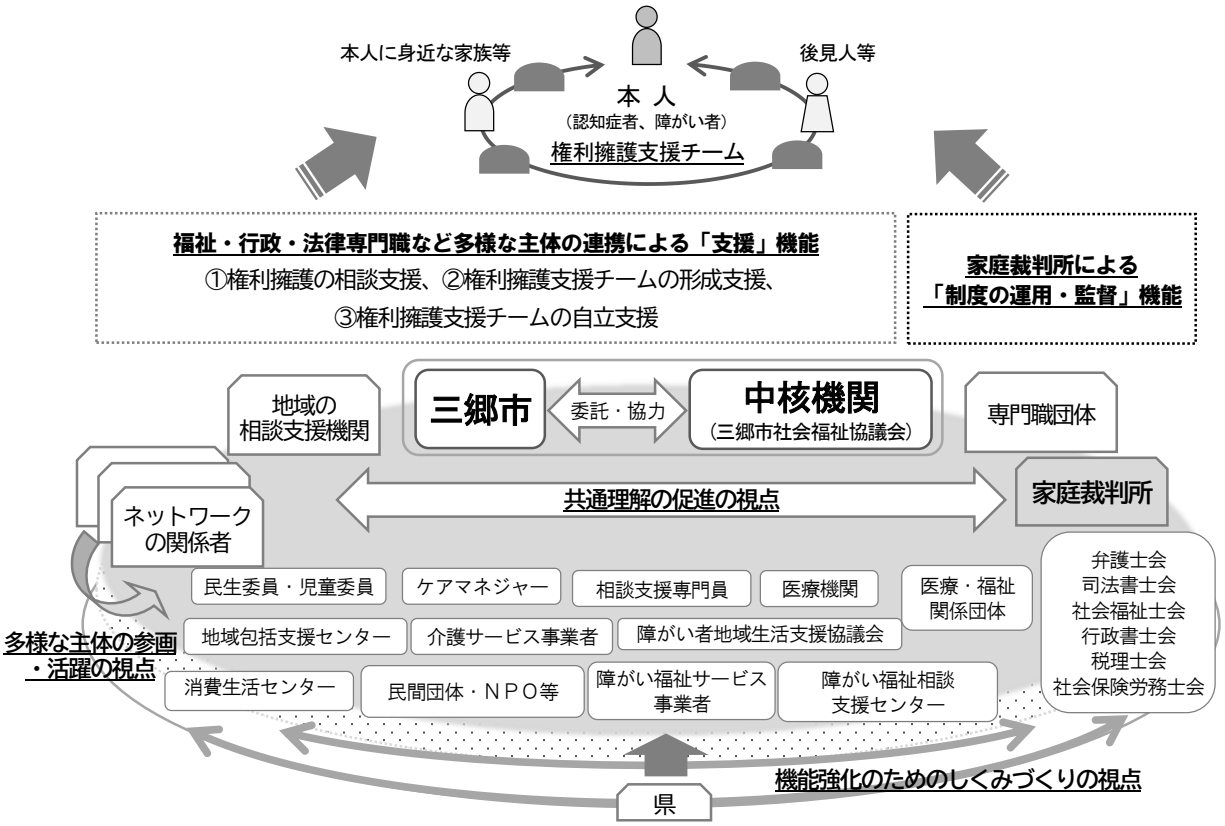

権利擁護支援チーム
権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。 福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。
協議会
専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみです。 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるように協議の場を設けます。中核機関が事務局機能を担います。
中核機関
地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。 ［役割］ 〇本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート 〇専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための関係者のコーディネート（協議会の運営等）